

第四十八回国会 内閣委員会 議 録 第二十号

昭和四十年三月二十三日(火曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 伊能繁次郎君 理事 佐々木義武君

理事 辻 寛一君 理事 永山 忠則君

理事 八田 貞義君 理事 田口 誠治君

理事 村山 喜一君 理事 山内 広君

井原 岸高君 岩動 道行君

加藤 高藏君 高瀬 傳君

綱島 正興君 福田 一君

藤尾 正行君 前田 正男君

西久保重光君 稻村 隆一君

大出 俊君 角屋堅次郎君

中村 高一君 受田 新吉君

出席國務大臣

外務大臣 椎名悦三郎君

労働大臣 石田 博英君

出席政府委員

総理府事務官 井原 敏之君

(行政管理局) 政管理理庁長 永田 亮一君

外務事務次官 高野 藤吉君

(大臣官房長) 外務事務官 谷 盛規君

(大臣官房) 外務事務官 後宮 虎郎君

(課長) 外務事務官 (アジア局長) 安川 壯君

外務事務官 (アメリカ局長) 力石健次郎君

外務事務官 (歐亞局中近東) アフリカ部長) 藤崎 萬里君

外務事務官 (条約局長) 山下 重明君

外務事務官 (移住局長心得)

農林事務官 中西 一郎君
(大臣官房長) 労働事務官 和田 勝美君
(大臣官房長) 労働基準監督官 村上 茂利君
(労働基準局長) 委員外の出席者 専門員 加藤 重喜君

三月二十二日

平和の日制定に関する請願(菅野和太郎君紹介)

(第一七九四号) 同(佐々木義武君紹介)(第一七九五号)

同(福田繁芳君紹介)(第一八二七号)

同(有馬輝武君紹介)(第一八三六号)

同(中垣國男君紹介)(第一八五三三号)

同(渡辺栄一君紹介)(第一八五四号)

同(草野一郎平君紹介)(第一八九九号)

同(始関伊平君紹介)(第一九九〇号)

同(玉置一徳君紹介)(第一九九一号)

同(西村英一君紹介)(第一九九二号)

同(星島二郎君紹介)(第一九九三三号)

同(竹本孫一君紹介)(第二〇一三三号)

同(坊秀男君紹介)(第二〇一四四号)

恩給、年金増額に関する請願(前田正男君紹介)

(第一七九六号)

旧軍人等の恩給に関する請願(池田清志君紹介)

(第一七九七号)

同(池田清志君紹介)(第一八二六号)

同(池田清志君紹介)(第一八五一号)

同(綾部健太郎君紹介)(第一八九五号)

同(池田清志君紹介)(第一八九六号)

同(池田清志君紹介)(第一八九七号)

同(池田清志君紹介)(第二〇一六号)

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願外七件

(大出俊君紹介)(第一八〇六号)

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願外三件(西村直己君紹介)(第一八二五号)

同外四件(勝澤芳雄君紹介)(第一八三七号)

公務員の退職条件改善等に関する請願(五島虎雄君紹介)(第一八三八号)

同(前田榮之助君紹介)(第一八五五号)

同(五島虎雄君紹介)(第一八九四号)

同(五島虎雄君紹介)(第二〇一五号)

国立大学教官の待遇改善に関する請願(大平正芳君紹介)(第一八四七号)

同(櫻内義雄君紹介)(第一八四八号)

同(権藤三郎君紹介)(第一八四九号)

同(細田吉蔵君紹介)(第一八五〇号)

金鶏勲章受章者の処遇に関する請願(上林山榮吉君紹介)(第一八五二号)

同(吉川久衛君紹介)(第二〇一一号)

同(吉川久衛君紹介)(第二〇一二号)

同外二件(渡辺栄一君紹介)(第二〇一二号)

航空自衛隊岐阜基地滑走路延長計画反対に関する請願外四件(田口誠治君紹介)(第一九九五号)

同外四件(山本幸一君紹介)(第一九九六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
出第一七号)
外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)
在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

○河本委員長 これより会議を開きます。
農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入ります。質疑の申し出がありませんので、これを許します。佐々木義武君。

○佐々木(義)委員 今度の農林省の設置法一部改正法律案の提案理由を勉強してみますと、問題は非常に簡略な改正でありまして、そのもの自体も別に大きい問題はないように考えられますが、二、三質問してみたいと思います。

私、サトウキビの問題はあまり詳しく知りませんが、わかりませんが、原々種圃をつくるのはたしか種子島だったと聞いておりますが、いかがでしょうか。

○中西政府委員 種子島の島内につくるということとはきめておりますが、まだ具体的な所在についてははっきりいたしておりません。

○佐々木(義)委員 原々種圃の主たるねらいというのは、優秀な種苗採取というのが主たる目的なのか、あるいは病虫害駆除と申しますか、矮化病、これに対する対策等を考慮しましたの農場になるのでしょうか。

○中西政府委員 品種全体としては、最近那覇あるいは台湾等から相当優良な品種が入っております。その優良品種にお話しした矮化病という病気が発生しておりますので、その結果収取が非常に少ないということもござります。したがって、矮化病を駆除していきたい、そのために病気がない原々種を栽培しまして、それを生産して配布する、そういう業務をさせるわけでございます。

○佐々木(義)委員 これは従来から農林省としては全然手をつけていなかった問題でございませうか。

○中西政府委員 お話しのとおり、いままで手がついておりません。

○佐々木(義)委員 そりいたしますと、これを研究するのには、研究者の養成といったような問題は、どういふふうになつていますか。

○中西政府委員 試験研究機関としましては、矮化病の病菌の発見、それに対する対策等については、研究は進んでおります。基礎研究は進んでおりますので、今度原々種農場ができれば、そこで具体的な駆除対策に乗り出すわけでございます。

○佐々木(義)委員 大体どのくらいの人数で発足するのでございませうか。

○中西政府委員 場長以下五人の配置を考えております。

○佐々木(義)委員 第一点は大体わかりました。第二番目の研修所でございますけれども、農林省には、人員養成あるいは教育機関というものがたくさんあるような気がするのですが、これは農民そのものでなくて、職員等の研修がおもなものでございませうか。

○中西政府委員 お話しのとおり、農林省の職員を対象にした研修でございます。定員はおおむね十人少しこえる程度でありますし、いままでも別個の、制度的な研修所というものでない、いわば準備段階の研修はやつておつたのでございませうが、それを体系化して、農林省全体としての施設もつくりまして、各省でやつておられるのにならつて内容も充実してまいりたい、こういう配慮でございます。

○佐々木(義)委員 この研修所のいろいろな学料と申しますか、どういふものをやるというふうな対象科目がございませうか。

○中西政府委員 大きく分けまして四つになります。一つは新しく採用しました上級職、中級職、あるいは初級職の職員の研修、新任者の研修が一つでございます。それから第二は、事務職員の一般的な事務能率向上のための研修、これが第二であります。第三は、監督者の研修、さらに農林省の関係では、一般的な行政のほかは事業をやっております。その事業関係を中心とした業務の研

修の四つに分けて、それぞれ特別な科目を設定してまいるという予定でございます。

○佐々木(義)委員 そりいたしますと、ねらいは主として行政官の養成ということで、いわば行政法その他法律的な面を研修するとか、あるいは一般的な技術、そういう問題に対する研修をするとかいったような問題であつて、農業そのものをどうするかという問題ではないのですか。技術的な問題を主としての研修じゃないのですか。

○中西政府委員 お話の前者に該当するわけでは、農業の営農その他についての研修ということでは、これは別途農民を対象にしまして、それぞれ予算措置を講じてやつておりますが、ここで御提案してありますものは、農林省の職員を対象にした研修でございます。

○佐々木(義)委員 また一つ注文ですが、たとえば茨城のガンフィールドなんというものは、いなかの青年を連れていきまして見せますと、たいへん喜ぶのです。ところが、農林省の役人の方自体が知つておるかという、必ずしも知つていない人がおらぬような感じが、見た人もないような感じでございますけれども、あつていふ実地を少し見せて、新しいといふとあれでございませう、進んだ農業技術といふか、そういうものをひとつ研修の項目にしたいといふ、どういふものかというふうな感ずるのでございませうか。

○中西政府委員 お話しのとおりだと思つたので、農林省が、非常に大きな組織で、いろいろ分かれております。他の局でもどういふことをやつておるかというのを知らないというの、職員として資質の点で十分でないというふうな思われまふ。そういう意味で、研修の過程で国内の農林省の施設その他を見学させるということについて、十分な配慮をいたしたいと思つておつて、お話しのとおり、ガンフィールド等については、ある程度のPRは省外さらに省内それぞれやつておるわけでございますが、最近は見学するものもあれだといふので、十六ミリの映画をつくりまして、省内のPRにもつとめておる次第でございます。

○佐々木(義)委員 いまのPR映画というのは、種類がたくさんございませうのですか。

○中西政府委員 ガンフィールドについては、一種類でございます。そのほかの施設についてはいろいろございませう。

○佐々木(義)委員 どうぞひとつそういう組織のりつぱなものをつくつて、しっかりと教育をしてやつていただきたいと思います。

○中西政府委員 これはかねてから適地を探しておつたのでございませうが、結果としては白河市の十三原で敷地が百六万町歩という適地をきめたわけでございます。現在大宮にございませうが、いろいろ市街化の影響もございませう、公害等の心配もございませうし、移転させることにしたのですが、現状では、大宮は二十町歩しかございませう。そこでいろいろな地点を探したのでございませうけれども、卵用の鶏の育種という環境に最も適したのとして十三原を選んだわけでございます。

○佐々木(義)委員 いままでの大宮は場所が狭いといふのが欠点で、ほかに何か欠点がございませうか。

○中西政府委員 その周辺が工場化してまいりました。市街地もございませうし、やはり鶏を大量にそこで飼養しておりますと、いろいろ付近の住民の方がお困りになるようなことが起こつてまいりました。そういうことのないようという配慮があるわけでございます。

○佐々木(義)委員 わかりました。最後に、定員関係でありますけれども、植物防疫業務の強化に伴う定員増というのがあると思いますが、これはいままでどうなつておるのでございませうか。

○中西政府委員 植物防疫関係は、かねてから輸入量がだんだんふえてくるということに関連しまして、いろいろな地方で出張所をこしらえてはし

い、定員の充実をしてほしいという要望がございませう。特に北洋材がふえる、あるいは飼料関係の輸入がふえる等の関係で、日本の北から南まで各地にわたつて要望がございませう。とりあえずの措置としましては、来年度十六名の定員増をはかりましたので、それに伴つて出張所も設置して、充実をはかつてまいりたい。なお、出張所ができないような港もございませうので、当面は近辺の植物防疫所から応援検査をするというので対処しまして、逐年輸入の実情に応じて拡充してまいりたい、かように考えるわけでありませう。

○佐々木(義)委員 それは各地で非常に人数が少なくて、一つの防疫所の人を方々へ派遣しては間に合はしてゐるような実情のように承つておられますが、私の県などでも非常に困つてはいますが、今度の業務強化でそういう点は何のくらい大體解消する見込みでございませうか。

○中西政府委員 先ほど申し上げました出張所の増設でございませうが、宮城県、東京都、神奈川県、和歌山県、兵庫県、福岡県、鹿児島県、七カ所の新設を来年度は考へております。今後の問題としましては、さらに運用の実態に応じて増設をはかつてまいりたい、かように考へませう。

○佐々木(義)委員 次に、国際関係の事務の強化という項があるのですけれども、これは海外へ回つてみますと、アタッシュの中では農林省関係のアタッシュが非常に少ないような感じを受けますが、現在どういふふうになつておるのですか。

○中西政府委員 正確でございませせんおそれがあつて、農林省関係では十六、七名アタッシュを出しておるはずでございませう。最近の様子をいろいろ調べてみますと、業務量が非常にふえてきておられます。一人配置が多々ございませうので、何とかそれぞれそこへ補助的な職員の配置も考へてまいりたいと思つておられます。また四十年

度予算では前年度に変わつておられません。それで四十一年度以降についてよく検討してまいりたい、かように考へておられます。

○佐々木(義)委員 漁業取り締まり船の新造に伴う増というものは、どういうことであって、内容等はどうかふりふりになっておりましたか。

○中西政府委員 漁業取り締まり船の新造ですが、白龍丸という四百三十トンの船の就航が四十年から予想されます。その関係の船員でございますが、二十名が乗り込むことに相なります。若干の一般職員からの振りかえを考慮しておりますが、なお新規増員がどうしても必要であるということで、定員の増加をお願いしておるものでございます。白龍丸の取り締まりの予定でございますが、北海道の周辺海域から千島列島、樺太、カムチャッカ、オホーツク海等の漁業取り締まりの指導を行なうというふうなことで用意をいたしておるわけでございます。

○佐々木(義)委員 私これで終わります。

○河本委員長 外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 大臣もたいへんお忙しいようでございますし、時間も限られておりますから、今回提案をされております設置法の改正の中身の問題について、大臣に基本的な見解からお尋ねをしてみたいのであります。

第一点は、外務大臣にお尋ねをいたしますが、権名外相になりましたから、前の大平外相の時代と、外交の方針といたしまして、あるいは外務省の基本的な考え方というものは食い違ひがあるかどうか、この点についてはどういふふうにお考えになっておるかをまずお尋ねをしたいと思います。

○権名国務大臣 どういう問題でございますか知りませんが、外交の方針については、私は従来の大方針に従ってやっておりますのであります。

○村山(喜)委員 外務省の機構上の問題についてお尋ねをしたいと思います。

やはり基本的な方針というものは変わらないものだと思います。前提の上に立って私は質問をするわけでありまして、第四十三国会の外務委員会の議事録第二十三号によりますと、三十八年の六月七日海外移住事業団法の審議が行なわれました。西村閣一議員がサービス行政としての移住行政の問題を取り上げ、なお移住局の問題について触れ、在外機構の専決事項の問題やあるいは現地中心主義の考え方を強化すべきであるという質問をいたしているのではありませんが、それに対して、大平国務大臣が次のように答弁をしておられます。役所の指導、干渉、監督、これらのものをできるだけ整理して、事業団に自主的な責任を持たすと思われれば、移住局のように大きな機構は要らぬと思われ、外務省に、監理官と申しますか、そういうものを官房にでも若干のスタッフを持って、各省から一人か二人来ていただければ、それでたぐさではないかと思われているわけでございます。そして、移住局はやめて監理官室にするのだ、外務省がそういう姿勢をとることが、各省のいろいろなものを言える、御信用を得るゆえんだらうと思われているわけでございます。決意に対して御信頼をいただきたい。こういう答弁を大平国務大臣はいたしているわけでございます。なお、その前にも二回ほどにわたりました、移住局などというものはほんとうは要らないのだ。こういうものが大きくかまえておられますと、逆にそういう官僚機構自体の生存本能を持ちますから、できるだけ簡素化することが正しいと思えます。こういう答弁をいたしているのではありませんか。

いまお伺いをいたしますと、権名外相の考え方と前大平外相の考え方とは基本的に同じであるというふうな承ったのであります。やはりそういうふうな考え方のもとに事業団が生まれたとするならば、その考え方を継承して、行政機構の問題については取り組んでいられるのが正しいのではないかと承っておりますが、この点いかがでありますか。

○権名国務大臣 移住局に対する重大な発言があったようにございますが、大体見当はそのとおりだと思えます。しかし、ただいまでは、事業団の前身である海外移住振興株式会社及び旧海外協会連合会、そういうものの残務が残っております。これを整理しなければならぬという段階にあるのであります。それから移住あつせん所の事業団の移管であるとか、中央、地方及び在外機構の整理等がまだ残っております、新体制への移行がまだ完全に行なわれておらない、こういうようなことから、なお二、三年の間この残務整理のために従来の仕事がなくならない、こういう状況でございますので、この暫定期間を経過いたしますれば、大体大平大臣の発言のように、漸次この従来の機構というものは薄れてまいり、かように考えておる次第でございます。

○村山(喜)委員 大体大平外務大臣の考え方で進めていくのだ、残務整理があるから、残務整理が済むまでの間、移住局というものが必要だ、こういうふうな受け取るわけでございますが、それが済んだら移住局というものは要らないのだ、そういうふうな受け取って差のつかないわけではございませんか。

○権名国務大臣 だんだん従来の移住局の仕事というものがずつと少なくなる——全部要らなくなるかどうか、それはいまからお約束できませんけれども、少なくとも従来の存在はすつと不要になる、かように考えております。

○村山(喜)委員 奥歯にものはさまったような言い方でなくて、大平外務大臣は、もう二年前から要らないと言っている。そして監理官のようなものを置いて、その下に若干のスタッフを置きさえすればそれでけっこうだ。そして海外移住事業団というものを大きくしていくのだ——現在、海外移住事業団には何名おられますか、移住局長。

○山下政府委員 現在、移住事業団には、本部と在外支部とそれから地方支部全部合わせて約五百名おられます。

三百五十七名じゃないですか。

○山下政府委員 それは本部の人がその数字で、そのほかに在外支部と地方事務所を含めると、五百数十名になります。

○村山(喜)委員 今度の予算の中でも二名ほどふやすように出ておられますね。そうすると、五百数十名というはく然たる数字ではなくて、何名になるのですか。その内訳は、本部が何人、地方が何人、海外支部が何人、あとでよろしいから、正確な数字をお出し願いたい。

これは、現在資本金は幾らですか。時間がありませんので、これも後ほど書類を調べてお答え願いたいのですが、私は大臣にさらにお尋ねをしておきたいのであります。

その残務整理がある、振興株式会社等の残務整理がまだ済んでいない。一事業団ができましたから、すでもう二年たっているわけですが、三十八年の七月の十五日には海外移住事業団が設立されたわけですが、そうしますと、今日まで二年間に、まだ事業団に一本化されないので、スタッフすでに事業団に一本化されて、機能的にも、スタッフの上からも、そういうふうになっていると思われ、その点は移住局長、いかがですか。

部を事業団に渡すというところにいつていない状況であります。

○村山(喜)委員 大臣の説明は、従来あつたいわゆる海外移住振興株式会社あるいは日本海外協会連合会、こういうようなもの等の事業団に対する事務委譲がまだ十分にできていない。だから、しばらく待つてもらいたいという。いまあなたのお話しを聞くと、それは別に、海外移住事業団と本省のやる行政的な事務との間にまた委譲関係が済んでいない、こういうことですね。どつちなんでしょうか。

○山下政府委員 移住事業団自身の古い会社と協会の残務整理というものが残っておりまして、これは現実には移住地を引き継ぎましたけれども、その評価とかいろいろな仕事、それから実際には移住地自身がよくなつてないところを再建するというような問題で、事業団自身でできる場合もありますけれども、実際には事業団自身でできない場合がありまして、外務省がやつて、企画庁なり関係方面が助力するという仕事が残っておりまして。先ほど私が申し上げましたのは、それ以外の新しい仕事面をちよつと御説明したわけでございます。

○村山(喜)委員 どうもあなた方は、きのう私のところに国会班の連絡員の人に来て、先生どういうことを質問するかと言ふから、きょうはこういうよりなことについて質問をすると、ちゃんと連絡はしてあるのです。それについて議事録も読んでおつてもらいたいと言つて、丁寧にも私のほうがちやんと連絡をして教えている。少しは勉強してきてもらわないと、何名か、そういうようなものを説明ができないような状況では、議事の進行上きわめてぐあいが悪い。もう少し勉強してもらわないと困る。

そこで、次に行管にお尋ねをいたします。今度きわめてへんちくりんな局ができる。中南米・移住局、こういうようなものはわれわれもいまままでかつてお目にかかったことがない局であります。そこで行管にお尋ねをするのは、この中身を調べ

てみますと、いまままで移住局があつた。移住局のところに中南米課を持つてくるというわけですね。中南米課の職員九名を持つてきて、そして中南米アンド移住局ですか、こういう形にする。こういうことでもあります。私はいまままで課から直ちに——しかも課長以下九名、それが今度は部にも昇格しないで、一足飛びに局に昇格をする。そういうような事例がいまままであつたのか。さらに中南米・移住局ということですから、中身を調べてみると、課は、中南米課というのが一つしかできないこととなる。一課をもつて一局とするという

ような事例が、いまままであつたのか。さらに中南米・移住局ということになりますと、いまま移住局長がお話しになりましたように、いま移住行政の問題は単に中南米のみでなくて、カナダの移民の問題が大きく取り上げられてくるようになつた、こういう説明であります。あるいは北米におけるところの農業派遣者の問題等も、いま説明がされました。これは単に中南米という地域的な事項にかかわる問題ではございません。日本の移住行政の方向というものが、単に中南米のみならず、北米にも、あるいは今後においては東南アジア等においても考えられる事項が出てくるに違いない。とするならば、この分類をいたして見ますと、地域的な分類と機能的な分類、いわゆる事項的な分類とのものが一つに重なつていくわけですね。そこで中南米・移住局のように、地域的な分類と事項的な分類とを一つに結びつけて局というものをつくつた事例があるかどうか、その点について、過去の事例について御説明をお願いいたします。

○井原政府委員 実は私、村山委員のお尋ねで呼び出しがありました。事前にいろいろ御質疑の中身を存ぜずに参加して、たいへん不用意でございました。一課から一局ができた例があるかというお尋ねであります。これは私の承知しておる範囲では、今日まで真聞にしてないと思つて。ただし、現行で一局一課という組織は、防衛庁に二つばかり

ございます。それから中南米・移住局の問題でございます。これはさつぱらんのお話を申し上げます。私どもも、当初はあまり感心した名称でも看板でもないというふうな考えをいたしました。と申しますのは、外務省につきましても、地域局と機能局との関係がたいへん錯綜しておるというふうな印象がございました。これは中央省庁の再編をしていただく——これは各省にこれからお願ひしようと思つておりますが、その際に全般的にひとつお考え直しをいただきたいという気持ちを持つておつたやさきであります。実は外務省でも、非公式に何つておるところでは、地域局と機能局との再編というところはたいへん勉強なさつておるやうであります。いづれ遠からず結論が出るのじゃないかというふうな考えをしておるわけでありまして、移住問題がむろん中南米だけの問題でないことは、御指摘のとおりであります。ただ、中南米の政務といたしますが、外交問題で移住問題に非常に大きなウエイトを置いておるやうであります。この際、アメリカ局の中南米課と移住局を一緒にした——御指摘のように確かに機能的、地域的なミックスでありますけれども、この段階としては非常に重要な問題でありますので、やむを得なかつたというふうな考えをしております。ただ、こういう地域と機能をミックスした機構がほかに例があるかとおっしゃいますと、私の承知しておる範囲ではないと思つております。

○村山(喜)委員 ですから、行政機構のあり方として、いま行管が再検討の段階にある、しかもかつてこういうような事例があつたことがない、このよう妙なものがこのたび出されてきた。したがつて、この問題については私は慎重に検討しなければならぬ問題だ、こういうふうに思つておる。私は、いまままで国会において外務大臣が一回や二回だけではなくて三回も発言をして、必要性がない局であるということを明言をした以上は、当局が提案をする以上は、やはりその精神に沿つた機構改革というものが、出されてこなければ

ならないはずであります。それをいま外務大臣にお伺いすると、まだその準備ができない。その問題についてはやがては廃止するのだという方向を示されておる。やがて廃止するやうな機構のものをこの委員会に提案すること自体がおかしいと思つておる。だから、これらについて私は思つておる。だから、これらについては、こういうやうな地域的な分類と機能的分類とをミックスしたやうな局を新設するということは、これは臨時行政調査会の答申の方向からも合点がいかない方向でございますし、かつ、こういうやうな事例がどこで認められるということになりますと、ほかの省庁において同じやうな局の新設という問題等が出てくる可能性がある。国政をある程度私たちがいたしましては、立法府のわれわれとしては、こういうやうな膨大化していく機構というものについて、国民的な立場からこれをチェックしていく責任がござります。そういう立場でいまの問題を取り上げたわけでございますが、大臣の答弁等によりまして、どうも提案の趣旨説明が十分でないという印象を受けますので、この点につきましては、保留をさせていただきますのであります。

そこで次に移りますが、今回中近東アフリカ局を新設をする。これはいまま部長以下二十二名おるやうであります。今度局にされますと、何名にされますか。

○高野政府委員 現在は二十三名で、局になりましてもやはり二十三名でございます。

○村山(喜)委員 そういたしました。対象国は四十七国、局にしても現在の部と同じやうなスタッフでいくのだとするならば、局にする積極的な理由というものは、中近東なりアフリカの民族主義的な考え方というものがこたえる。ほかに、行政的な効果を期待するものという意味においては、それ以外にはないということに受け取つてよろしいのですか。

○高野政府委員 局にいたしましたのは、御指摘のとおり、中近東、アフリカの新興国の各大使等が部で扱われるのは、ちよつと軽く扱われるという感じを与えますので、局にいたしましたわけでありまして。かたがたわがはうの中近東に行つておる

しても経済協力を打ち出していかなければならぬ。その有力なよりどころはこの協力基金にある。かような考え方で、従来この協力基金はあまりたいした力を発揮していないから、これを輪銀に合併して、これをもうなくしてしまつたほうがいいのじゃないかというような大蔵省あたりの意見がございましたが、われわれは強くこれに反対をいたしました。そして今後の国際情勢から見て、日本はこの協力基金というものを拡充強化いたしました。そして対外的な外交施策の重大なる基調の一つにしたい、こういう主張をいたしました。とにかく曲がりなりにも予算で十億、それから預金部資金のほうから十億ということになりまして、そして将来この協力基金というものを新しい角度からこれを強化していくという第一歩が、踏み出されたような次第でございます。これを輪銀と性格をあくまで避けて、そしてより政治的な意味においてこの協力基金を活用してまいりたい、こういう第一歩を踏み出したわけでございませぬ。新しい中近東アフリカ局も、結局はこういうふうな借款その他の経済協力というものによつて、四十数カ国の国といろいろな折衝を行なつてまいることと思つております。決して実質は裸になつて形だけ強化したというふうなことはございませぬ。

○村山(喜)委員 具体的な数字が、そのことを物語っているのですよ。いま大臣が説明されたことは、この前説明を聞いたとおりであります。同じことですが、その内容は、いわゆる経済援助総額にしても、一億ドルも減つておる。しかも臨時行政調査会のほうから指摘をされているように、経済協力基金にしても活用されていない。そういう実情が、現実の日本の外交の内容です。そして局だけをつくつていく、行政的にはそういうような姿をただとして日本の外交の政策というものが一体的な姿として日本の外交の政策というものが明らかでないじゃないですか。私はそういうふうな数字の面から受け取る。大臣はそういうふうな説明をされますけれども、それはきわめて苦しい答弁です。

それじゃ予定の時間に参加したので、内容的な詳細な移住行政の問題、それから今日なお問題になっております、きょう触れませんでした具体的な問題につきましては、他日に質問を保留いたします。私の質問は、本日はこれで終わります。

○河本委員長 労働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑に入り。質疑の申し出がありませんので、これを許します。田口誠治君。

○田口(誠)委員 労働省設置法の改正案の内容を見まして、私もいろいろ強く要請をいたしております。定員の不足の点については、不十分ではあるけれども、今年も定員が増加されております。その中でも、特に労働災害を防止する対策を充実するために労働基準監督官を増員してもらいたいというところは、毎国会で強い要望をいたしておるところでございますが、今年の増員数を見ますと、私どもの考へておりました数字と比較いたしますと、少な過ぎるので、非常に遺憾に思つております。したがって、そうではあるけれども、この定員増の内訳が、本省としての分が、ここにプリントで配られておりました、その内容を見ますと、やはり重要な点については人数が多くとられておりますので、労働省としては、この点に相当気を使つておられ、また努力されておるといふことは、この内訳の内容から言つて了解できるわけでございます。

そこで、いろいろとお伺いをいたしたのでございませぬが、第一に、労働災害というものは変わった災害でございますが、御承知のとおり、先般倒産をいたしました山陽特殊製鋼の問題は、新聞、ラジオ、テレビ等で相当内容を発表されたわけでございます。その中で驚きましたことは、労働者から預金をさしておる社内貯金が、一億五千万円も支払うことができない状態にある、こういう実態であるというので、驚いたわけござい

ます。したがって、私は、昨年の事業所の倒産数と、それから倒産した事業所の社内貯金が支払うのできなかつた数を調べてみたわけなんです。倒産数といたしましては、四千二百余事業所になつておりましたけれども、それだけ倒産した中で、十六事業所が社内貯金を支払う能力がなかつたというところで、これは今後の問題として十分検討したくはならないと思つてございませぬ。したがって、ここで聞きかたをいたしたいと思つたことは、今日現在か、昨年末か、一番近い期間でよろしくございませぬけれども、いわゆる社内貯金というものが総額どの程度に現在なつておるか。それからお答えをいただきたいと思つた。

○村上(茂)政府委員 社内貯金の額及び加入労働者の数は時々刻々動いておるわけでございますが、労働省としてまとまつた調査をいたしましたのは、三十八年でございます。その際の調査金額が、約四千七百億円でございます。しかし、その後の状況から見まして、増加しておることとは大体疑いなくございませぬ。広範な調査はかなりの日数を要しますので、その後の明確な数字は、まだ把握いたしておりませぬ。

○田口(誠)委員 そこで私は、山陽特殊製鋼のような相当多額の金額が支払いができないという方が苦しい中から預金をしたその預金が保証されないという事になりまして、これはたいへんであらうと思つたので、こういう問題について、今後解決するために、労働省の考え方を順次お聞きしておきたいと思つたので。

そこで、金融機関というものはいろいろございませぬが、社内貯金というものは、これは一つの金融機関というふうな解釈をしてもいいものかどうか、まずこれを承りたいと思つたので。

○石田(国務)大臣 それは、金融機関とは解釈いたしておりませぬ。

○田口(誠)委員 すると、どういふものですか。

○村上(茂)政府委員 いわゆる社内貯金といわれ

を根拠にいたしました。労働者が、その過半数を占める代表者または労働組合がございませぬときには、労働組合の代表者と使用者が書面による協定をいたした場合に成立する特殊の貯蓄金管理契約でございます。したがって、その貯金は、いわゆる金融機関というふうな特定多量を目的にいたしましてお金を出し入れするといったような性格のものではなく、むしろ労働基準法によるところの特殊の貯蓄金制度である、こういうふうな労働省は解しております。他の金融立法におきましても、そういう特別扱いをされておる制度である、こういうふうな理解をいたしておるような次第でございます。

○田口(誠)委員 十八条の強制貯金の禁止事項に基づいて、一つの手続、方法をれば社内貯金を行なうことができるというこの規定をつくつたことは、どうしてこういう規定をつくつたのか。

○村上(茂)政府委員 御承知のように、過去におきまして使用者が貯蓄金を強制的に管理するといふことは、そういう面から労働者を事業所にくづづけにする一種の封建的な拘束をさらに助長するといふ見地から、十八条の第一項では、強制貯金は禁止しておるわけであります。しかしながら、過去の実績等にかんがみまして、労働者が集団的な力を背景にいたしまして書面協定をいたした場合においては、それなりの担保力と申しますか、そういうものが考えられ得ますので、そういう場合には、その原則を例外的に解除する。一方においては、中止命令を出し得るようになるとか、あるいは罰則を課するとかいふ手だてを講じまして、例外的にこれを認めるといふことになつたのであります。しかしながら、法の制定當時は、この契約は認可制をとつておりましたが、昭和二十七年に法改正がなされまして、行政事務の簡素化、合理化という観点から、従来の認可制を届け出制に改めた。三者構成の労働基準審議会におきまして、全会一致でそのような答申がなされましたので、届け出制に改めた、こういういき

ましたので、届け出制に改めた、こういういき

まつてございませう。

○田口(誠)委員 私が生上げるまでもなく、御承知のとおり、この社内貯金というものの今日に至る歴史的な経緯を申し上げれば、あの戦時中に、戦争目的のために資金を集めなければならぬ、資金調達をしなければならぬというので、各町内では町内預金をさせ、職場においては職場貯金をさせ、いろいろな形で貯金の奨励を行なって資金集めを行なったわけですね。したがって、戦後におきましても、会社が資金融通を金融機関から受けようとしたとしても、なかなかめんどりでもあり、思うような資金融通もできないというふうなことから、そこにつとめておる労働者から金を預かって、それに利子をつけて、そしてその預かり金によって会社の資金運営を行なうという、こういうことから結局戦後も継続されてきておるわけなんです。ただ、途中で、戦後の不安定な経済情勢の中でございまして、中小企業が非常に倒産をいたしましたので、中小企業が、先般ありましたような山陽特殊製鋼の会社に、会社が破産をしたために社内預金を支払うことができないということから、労働者に迷惑をかけたなり、そしてまた労働者は相当強制的な預金をさせられておつて、そして自分が金の必要なきに、預金をおろそうと思つても、なかなかおろしてくれない、こういうことから、非常に労働者には不利な預金であり、また全く保証のない預金であるということから、それではいけないというので、労働省としては、労働基準法の十八条に一つの規定を設けて、そして労働者が協定をし、あるいは過半数の労働者の同意を得た場合に届け出を行なつて、そしてそれは認可であり、現在は届け出をして行なつておるといふのが、今日までの経過であるわけなんです。

そういう経過を踏んでおられますけれども、昨年のように、十六事業所も支払い不可能な事業所ができ、しかも先般の特殊製鋼のごときは一億五千万円も支払うことができないというふうなことで、労働者といつても、現在行なつてお

る社内貯金に対して非常に不安定な考えを多くの人たちが持つようになっておるわけなんです。そこで、労働者に迷惑をかけてはいけないし、また、不安定な状態をこのまま続けさせることもいけないと思つて、私は突っ込んでお聞きするのですが、いまの答弁からいいますと、社内貯金は金融機関とは違つておるのだ。ただ労働者が話し合いをしてそういう預け、預かりを行なうことができるように法的に措置をとつておるのであつて、その法的な措置によつて行なつておるのであるから、これは金融機関でないと行なつておるけれども、どうも内容からいいますと、事業所がこの金によつて事業所の資金運営を行なうということにもなつておりますし、そして預金のし

かたも他の金融機関と何ら変わつておりませんし、利子の場合には、労働者を保護する意味で、年六分を下回つてはならないという規定を十八条で規定しておるわけなんです。これは、これが全く金融機関とかけ離れたものだということには考えられないわけなんです、そういうことから、私は、この点に非常に疑問を持つわけなんです。そこで、戦後はこれに類似したようないふゆる金融機関というものが、相当あつたわけなんです。それで、それが実際に金融機関かといふことは、これは完全な金融機関とも言えないような金融機関があつたわけなんです。そこで、昭和何年でございましてか、保全経済会が非常に不始末を起しました。このことから、この金融の取り締まりを法的に行なわなければならないといふのでつくりましたのが、これが、昭和二十九年の六月二十三日でございまして、出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律で、この法律はやみ金融の取り締まりの法案であるわけなんです。それで、このやみ金融取り締まりの法律案の内容を見ますと、いかなるものといへども、別に法律で規定されておらないものは、これは金を預かつたり預けたりすることができない、こういうことになつておるわけなんです。そうなるにもかかわらず、

このやみ金融取り締まり法のできる前にできた労働基準法の十八条の適用をして貯金をさせておるところに問題があると思つたので、このやみ金融取り締まり法の法律との関連をどのように労働省としては考へておられるか、この点をまず承つておきたいと思つておる。

○村上(茂)政府委員 いま御指摘の出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律は、昭和二十九年に制定されました。この法律は、御承知のとおり、保全経済会等の問題を契機にいたしましてつくられた法律であります。この法律が制定された際にも、いわゆる社内預金はどうかあるのかということが問題意識として考へられたのであります。労働省及びこの法律を所管いたしました大蔵省におきましても、この法律の第二条により「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外」といふふうに、他の法律に特別の規定のある場合は除外されておりますが、いわゆる社内預金は、労働基準法十八条に基づいて特別のものであるといふふうに解釈されて、この法律の適用から除外されるという解釈を、二十九年当時から今日まで一貫してとつてきたという次第でございまして、もつとも、社内預金の運用につきましても、すべてが会社の運転資金等に利用するといふ性質のものばかりではなくして、たとえば土地や住宅を従業員に取得可能ならしめるために、いわゆる住宅貯金といったような性格の貯金もいたされて、労働者の福利厚生のために寄与しておるといふような実績も、かなりあるように見られるわけでありまして、しかし、御指摘のような点がございまして、今後におきましては十分検討いたしまして善処しなければならぬといふふうに考へておる次第であります。

○田口(誠)委員 ただいま出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律の第二条の預り金の禁止の項を読み上げて御回答があつたのですが、確かに「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」と明記されておる

のでございませうが、これはやみ金融の取り締まりの法律であつて、その他の法律にない者は業として何人もやつてはならないといふことになつておるから、やみ金融の場合は、保全経済会がその対象になつたか、またその他のものも相当あつたということになりませうが、そういう金融機関が、やはりほか特別の法律で定めのない者はいかなる者といへどもやつてはいけない、こういうことであつて、特にこの「業として」の解釈は、反復継続式のものである、こうなされておるのである。反復継続式のものであるといふことになれば、社内貯金というのは、今月も来月も再来月も、そして同じ金額を、また違う金額を反復継続式に行なつておるのであつて、この者は「業」といふこの解釈からいひましても、このやみ金融の取り締まり法に違反するものであるといふように私は考へるわけなんです。

もう一つ、ほかの法律に定めのない場合はやつてはいけないのだ、こういうことなのですが、ほかの法律とは、金融機関をさして言うんですよ。金融機関というのは、質屋の質屋営業法とか、そういう法律をさしてはいるのであつて、便宜的に労働者と経営者が金を預かつたりあるいは預けたりする、こういうものはやはりやみ金融の中に入れておくべきものであつて、これを認めて今日まで来たところ今日のような不祥事態をかもし出しておるわけなんです。この点につきましても反論があれば、ひとつ反論をしてみたいと思つておる。

○村上(茂)政府委員 反論などという気持ちはございませぬが、実は御指摘の法律の解釈につきましましては、立法当初におきましてもいろいろ御意見がございまして、確かに先生が御指摘のような問題も論ぜられたらうございませぬ。しかるにかかわらず、先ほど申し上げましたような解釈に一致して今日まで来ておるような次第でございませぬ。

○田口(誠)委員 あまり答弁にはなりませんかね。それだけこれはあなたのほうからしては答弁のできないものですよ。できないといふことは、労働基準法の十八条の規定が、いわゆるやみ金融

の取り締まりの法律ができたあとに認められたものなら、これはあなたの答弁のようなことも了解することができると思いますが、先ほど私が申しましたように、社内預金というものの歴史的な経緯からいいますと、戦時中戦争目的のために資金を調達する一つの手段として、会社で社内貯金をやり、町内貯金をやり、そしてその他の団体貯金をやり、こういふものが戦後まで引き続いてなされてきたけれども、労働者が、金利が他の金融機関よりも高いというところに魅力を持って、無理をしてその会社に預けていても、出したときに払い出しを受けることができなかったり、倒産をして預けた金を戻してもらえなかったり、こういふ事件が起きたので、それではいけないから、もう少しこれには完全なる規定をしてやらなければならないというので、当然労働者を保護するところの保護立法であるこの労働基準法の十八条の中に、たゞいま規定されておる内容のものが入っておるわけなのです。そうしてずっと継続されておりましたけれども、昭和二十八年に保全経済会があまり不始末を行なわないうして、これでは金融の取り締まりを行なわなければならないというので、昭和二十九年六月二十三日の出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律、すなわちやみ金融の取り締まり法律ができたわけなのです。この法律ができると同時に、労働基準法の十八条は、この時点で検討をしなければならなかつたわけです。だから、私は、このやみ金融の取り締まり法ができてからは、労働基準法の十八条は再検討をして、そして社内預金というものを認めないとか、万が一認めるとするならば、その他、直接に労働者とは関係はございませんけれども、通産省の会社更生法等の内容等も含めて検討をしなければならなかつたという問題ではないかと思つて、私は、こういふ問題が起きたやさきでございまして、これはいまままでの論理とは違つて、真剣に検討してもらわなければならないと思つて、その点について大臣、いまままでの経過を聞いていただいて、ど

うお考えになるのですか。

○石田国務大臣 法律並びに法律運営上違法であつたとは考へておりません。また、労働者保護という立場から、社内預金の実施運用につきましては、嚴重に監督をいたして、できる限りの努力をいたしてまいつたつもりでございまして。たとへば昨年度十六件一億六千万円ばかり事故を生じましたが、それはその後の行政指導によつてかなり改善を見ております。今回も山陽特殊製鋼で一億五千万ばかり出ました。たいへん遺憾なことではございますが、法律上、これは会社更生法におきましても共益債権と認められておりますので、勤労者の利益を守るようにさらに努力をいたしてまいりたいと思つております。ただ、御指摘のように性格にあまい点がたくさんございます。勤労者の金を預かつておつて、預金準備金もない、そのほかいろいろな制度上の欠点もございまして。また、この制度そのものを存続さすべきかどうかという議論も、方々から出てまいりました。そこで労働省といたしましては、一昨日中央労働基準審議会にこの制度の存否について御検討を願うように諮問をいたしました。直接の労使の御意見を承りまして、善処をいたしたいと考へておる次第でございます。

○田口(誠)委員 それで、今後これは十八条に示されておる法律を再検討されるのか。ただいま大臣からお話のありましたように、法律の条文からいつては違法とは考へておらないことは、これは労働基準法の十八条のことを言われた。

○石田国務大臣 はい。

○田口(誠)委員 ところが、十八条ができて労働者を保護しようとしておつたけれども、今度はあとからできたやみ金融の取り締まり法では、業として何人もやつてはいけないんだ、すなわち業というものは反復継続式なものだ、こういふことですから、びつたりとこの社内預金というものはその中に当てはまるわけですか。

○石田国務大臣 それは、別の法律に規定を設けてあるものを除いてはということになっております。

すので、これは労働基準法の十八条の例外規定として基準法上に認めておりますから、したがつて、出資の受け入れとかなんとかいふ法律に直接違反するものとは思つておりません。

○田口(誠)委員 それは議論になりますし、現段階では労働省は労働者の立場でいろいろ答弁をされておられると思つておつたけれども、完全にこのやみ金融の取り締まり法の法律案をすつと読んでみますと、労働基準法の十八条で示されておるものは、これは先ほど来繰り返して申しておりましたように、社内預金によつて労働者が不利益をこうむる、これを何とか手を打たなければならぬというので、労働基準法に十八条で例外規定というものがなされておるわけです。なされておるのだが、こういふものもあり、その他のものもあつて、そうして今度取り締まり法の中にきちんと明確に書いたのは、業として預り金をするものにつき云々、こういふことですから、そうすれば「業として」とは何だといへば、反復継続式のものだ、こうなれば、社内預金とびつたりいくわけですか。だから、このやみ金融の取り締まり法に違反をするものであつて、やめなければいけないのだし、その他の法律というものは、金融の法律なんですよ。先ほど申しましたように、質屋には質屋営業法、さういふ法律はありますが、さういふような法律を除いたものは一切だめなんだ、こういふことなんです、いろいろな理屈をつけてみたつて、どうですか。

○村上(茂)政府委員 法律の解釈の問題でございますから、「業として預り金をする」、これは社内預金もこれに該当する可能性があるわけでございます。したがつて、この法律の適用を受けるのか、はずされるのかということが問題になるわけでございます。おことばでございまして、ややふえんして申し上げますが、除外されるものについて、特定者からの受け入れの預金か、さうでなく、特別の法律がある場合に許されるものであるか、こういふ二つの点からの見方があつたわけでありまして、解釈としては、特別の法律がある場

合に許されるその場合に該当するといふ点したがつて、この法律の適用を除外される。さういふ解釈で通つてきておるわけでございます。いまこの法律に違反するものであるといふふうには、政府内にもちろん、一般に——その後も約十年以上の期間何人も道法として考へられ、運営されておるのでございまして、おことばでございませぬけれども、この法律に違反してということでございます。さういふことならば、もうこの出資金等取り締まり法ができてから十何年たつておるのでございまして、当然これは否定せらるべきものであつたはずだと思つてございまして。しかし、これはこの預り金等取り締まり法に關する問題でございまして、運用上いろいろな問題があるといふことについては御指摘のとおりでございまして、また、別に国民貯蓄組合法との関連において問題がひとつからみ合つてきたといふふうなきさつともございませぬ。したがつて、実は社会預金という制度が基準法制定当時例外的に認められてまいりましたけれども、その後金融情勢の変化に應じましたけれども、また税法上特別な取り扱いをするといつたような問題もからみ合ひまして、昨今予想外に普及してきて、そのことの結果として、いろいろな世に指摘されておるような問題を惹起しておるわけでございます。したがつて、先ほど大臣から御答弁ございましたように、先週の日でございまして、労働基準審議会に諮問をいたしまして、御検討を願つておるような次第でございます。

○田口(誠)委員 幸い労働基準審議会のほうへあずけてあるから、きよりの答弁は案だと思つて、これは何と言つても、いまままで通つてきたじゃないかといふことは、無理に通つてきたといふことだけなんです。この法律をつくつて通つてきたといふことだけで、それを労働者なりあるいはその他の金融機関が納得し、是認したものでないわけですか。これはすつと問題になつてきたわけですか。ただ、政府のほうは、この問題ではなかなか強腰であつたので、内容の改正もされずに

今日まで通つておるのであつて、スムーズにこれが今日まで通つてきたというのではない。

○石田國務大臣 これはここで幾ら繰り返してあれだと思ひますが、はつきりいたしておきたいと思ひますことは、先ほどの出資の預かり金云々の法律が通過をいたしましたときに、特別の、法律の規定ある場合を除きと書いてあるのです。その特別な法律というのは、いわゆる社内預金については何かといへば、それは労働基準法である、こゝろに解釈のもとに出資の受入、預り金云々の法律の適用外のものだ、そゝろに解釈で今日まで来ました。しかし、その今日まで来た間に、むろん社内預金という制度についてはいろいろ議論がございました。それはその出資の預かり金云々の法律に該当するかどうかという議論ではなくて、金融政策上の議論、あるいは管理運営上の議論、そゝろに点でずつと議論があつたことは事実でございます。法律に違反する制度であるという議論は、今回初めてそゝろいふことをいま何つたやうなわけで、いままではそゝろいふ法律に違反するといふ議論ではなくて、こゝろいふ制度が金融政策上あるいは管理運営上に問題がある。特に、昨年来いろいろな具体的支払い不能事故といふことが起つてまいりましたために、さらにそれが大きくなつてまいりました。そこで、われわれとしては、この際この制度それ自体の存否の問題につきまして、労働基準審議会で御検討をいただくといふのは、そゝろいふ議論が一般的に非常に起つてまいりましたが、契約当事者である労働組合代表あるいは経営代表といふところからの議論は、その当事者自身からの議論といふものは、現在たくさん——先ほど申しました四千七百億円、もつとあつたのですが、そゝろいふ現在存在しておる当事者の中からの議論といふものはあまり聞かせませんので、そゝろいふことも聞かす同時に、それから実際の運営が、運転資金に使われているのか、あるいは社員の厚生施設、あるいは住宅、老後の保障、不時の支出といふことの準備のために行なわれているのか、そゝろいふやうな

運営の実態等の資料も、あわせてひとつこの際根本的に御検討いたさう、こゝろいふこととございませう。したがつて、現在あの社内預金という制度については、私も問題は所在しておることは認めておられます。したがつて、問題の所在をこれから突き詰めて、ひとつそれぞれの立場から材料をそろえて御検討いたさう、こゝろいふこととございませう。

○田口(誠)委員 この問題について検討をされておるといふ事実と、それから大きな関心を寄せられておるといふ事実は明確になつておられますが、大臣は頭がいいから、ほくららの質疑応答を聞いておつて、そゝろしていまのやうな答弁をすつとされましたけれども、それは幾ら頭がよろしくても、一から十まで全部世の中のことを頭に入れておるんじゃないから、それは違つておられますよ。違つておるといふことは、先ほど言われたやうに、やみ金融の取り締まり法等の法律といふものは、これはやみ金融機関の取り締まり法であつて——そゝろでしよ。

○石田國務大臣 そゝろです。

○田口(誠)委員 だから、結局先ほどお話をありました社内預金は、金融機関からはすつと解釈をしておる、こゝろいふこととでは、そこで私がいままでそのことに関連をすつと話してききました中で、これは労働者にも、あるいはその他の金融機関でも、相当問題になつておるといふことを言ひましたけれども、あまり問題になつておらぬと言われるけれども、六年も七年も前から問題にもなつており、国会でも四年も前からこれは具体的問題になつておるわけなんです。そゝろのところは知つてみえなくても私は追及はしませんけれども、問題になつておらぬといふことはいわねんで……

○石田國務大臣 いや、そゝろいふことは言うておられません。私は問題になつてきておるといふ事実は、先ほど認めておるのであります。ただ、問題になつておる問題の所在が、先ほどの法律に違反するかどうかといふことが問題に

なつたのは、たしか前に大橋君のときに田口さんが御質問になつたと承つておられますが、そのときに法律論として出てまいりました。しかし、それ以外にも、これは議会の問題だけじゃなく、政府部内でもしよつちゅう問題になつておりました、はつきり申しますと、金融機関をあつかつておる大蔵省方面から、いろいろ議論はございました。その金融政策上、あるいは管理運営上、そゝろいふやうな議論がすつとあつたことは、私も認めております。そのとおりでございます。そこで、この際、抜本的に検討してみようじゃないかといふこととございませう。

○田口(誠)委員 これ以上やりとりをしておりましても同じことにならうと思ひますが、現在労働者が社内預金によつて相当大きな被害をこうむつておるといふ事実を認められて、抜本的に検討をされるという意思でございますので、それに期待をかけて、この問題はこゝろの辺で終わつて、次へ移りたいと思ひます。

次は、労働基準局の、特に産業安全研究所関係のことですが、これは現在何方所あつて、そしてどの程度の職員が、どういふ仕事をやって、どう成果をあげておるかといふことをまずお聞きをいたしたいと思ひます。

○村上(茂)政府委員 産業安全研究所は、昭和三十九年度における現状を申し上げますと、職員数は四十四人、その中に占めます研究員の数は三十三人でございませう。しかしながら、最近の労働災害の発生状況から見まして、さらにこゝろいふ施設の充実をはかるべきであるといふ要望が強くございませうので、昭和四十年におきましては、わずかではございますが、研究員をさらに四人増員いたしまして、四十八人もつてこの安全研究所を運営するといふことにいたしております。

○研究所は、東京町田に近いところでございますけれども、この分館という形をとりましたものが、大阪に一方所ございます。

それから定員だけ申し上げましたが、安全研究所の機構は、現在二部八課からなつております。

しかしながら、四十年は四名の増員もございませうので、できましたならば、爆発防止に關した研究を行なう防備課といつたやうな課を新設したいと思ひます。

○田口(誠)委員 そゝろでもう少しその仕事の内容を話してもらつて、その仕事が今日までどう目的を達成してきたかといふ点を、この際お聞きしたいと思ひます。

○村上(茂)政府委員 安全研究所におきます試験研究の状況でございますが、非常に広範な事項にわたつております。たとえば作業用の防具等の研究、ボイラー、クレーン等の特殊設備の構造、材料等の改良に關する試験、研究、それから機械装置の安全対策に關する試験、研究、それから作業行動に關する研究、それから爆発防止対策に關する試験、研究といつたやうな、非常に広範な領域にわたつております。来年度予算におきましても、こゝろいふ研究項目をさらに追加いたしまして、研究の充実をはかつてまいりたいといふやうに考えております。

どういふ効果があがつておるかといふこととございませうが、たとえば墜落防止のための金網等について、金属以外にいろいろな化学物質がこゝろでございまいりましたが、さらに安全確実になし得るやうな防止施設はどうかといふものであるかといふやうな観点から試験、研究を行ない、かなり一般に利用されている。あるいはたとえば東京タワーが建築される前に、一体どの程度の状態であればいいかといふやうな、一体どの程度の状態で安全度の研究、さらに倒壊するといふやうな、どの程度まで影響があるかといふやうな特殊なものにつきましても、それぞれの個別のケースとして依頼を受けて調査、研究をするといつたやうな活動もいたしているやうな次第でございます。

○田口(誠)委員 その点はわかりました。そこで次にお聞きをいたしたいと思ひますことは、職業安定所関係についてでございますが、今日私どもが耳にしておられますことは、労働省のほうから相当強い指示があつて、失業した人が給

付金をもらうために安定所へそれぞれ参ります。が、そのときに、どちらかといえは非常にきびしい審査をなされるということ——もちろん、ただ失業保険目的にぶらぶらしておいてもらっては困るわけで、その点は私は行政で一つのけじめをつけてもらわなければならないと思うのですが、あまり常識外に労働省のほうから指示がきたからといってきめつけをしようとする者が、毎週行つてひまどりをし、そしていろいろときびしい、本人にしてはつらいことを耳にするということになります。もう安定所へ行つて失業保険をもらうこと自体がおそろしいことになりまして、これでは自分たちが掛け金をして、そして失業のときに生活を何とかやりくりをつけていかなければならぬ、こういう考えから制度もでき、掛け金をしておつても、いまのようなきびしいやり方では困るのだというのが、一般の失業した人たちの合点にたえないとおぼろしく、したがって、私がお聞きをいたしたいことは、どういふきびしい指示をしてやったのか。そして指示がなかつたら、現場のほうで自主的にそうしたきびしい調査とか、また聞くにたえないようなことを言われるようなことはないかと思うので、その点をひとつ明確にしてもらいたい。

○和田(勝)政府委員 私からお答えを申し上げます。失業保険の受給の問題でございますが、失業保険の受給者は、三十六年以降、年々増加をしております。休職者の中に占めます割合も、三十五年は四六・一%、こういふように休職者全体の中に占める割合もふえてきております。それと、一方におきまして、いわゆる需給関係が非常に売り手市場になってまいりまして、人手不足が叫ばれておるのに、安定所に非常に多くの失業保険受

給者が目立ち過ぎるのではないかと、こういうような意味合いの世評も、一方にはあるわけでございます。だいたい前でございますと、安定所が努力をいたしましたも、なかなか就職口がないという実情でありましたものが、最近では非常に求人が多くなつた。それなのに受給者が非常に多くおつたということのつり合いをどうするかというところでございまして、もちろん失業保険受給者は、失業保険金をかけられておつた人でございまして、むやみやたらに強制的に安定所が就職のお世話をするという筋合いのものではございませんが、しかし、これは単に掛け金だけはおつておるもの、一般国費から相当の額の支出がなされておるもの、でございますので、失業保険が、いわゆる乱給的な様相を呈することは厳に戒めなければならぬことは、ただいま先生から御指摘があつたとおりでございます。しかし、職業選択の自由ということも、もちろんあるわけでございますので、安定所としては、いま申しましたような二、三の条件のもとに、本人の納得を得つつ、早くその人にふさわしい職場についてもありますよう受給者と十分意思の疎通をはかつておるような次第でございます。強制的にどこかの就職口にはめ込むというような意思は、毛頭ないわけでございます。最近特にそういう指示をしたのではないかと、御指摘でございますが、これは実はもう二十六年ごろからやつておりましたものを、事務上のいろいろな事務の整理の問題等で立ち消えになつておつたようなものをも一つ明らかにしたということでございます。特にかきまわす、こういう趣旨の指示をしたものではないことについては、御了解をいただきたいと存じます。

○田口(誠)委員 いま御答弁のありましたお話の中で、強制的云々ということがございましたが、そういうことは現場ではありません。強制的にどうこうということはないと、きびしいと一口に言つてもわかりませんが、いままでは、ちよつと給料が安過ぎるから、その職場では私の

らだに耐えられないから、こう言えば、そうか、じゃ次のやつを、こういうことになつておりましたね。ところが最近では、それを、もうその年になつてから、そんな金を取ろうといつたつて、それはだめだから、だからこの辺で何をやりなさいとか、一つの例を言えば、そういう式で強く出てこられるということでございます。非常におどおどして失業保険をもらひたいかなければならぬというの、現在の現況であるわけでありまして、したがつて、私どもは、巷間伝えられるところであるから、その内容が事実かどうかということはおわかりませんが、一応労働省のほうからして、失業保険の給付額を総額今年はこのぐらいでございまして、指示しておられる、指導しておられる、こういうふうに聞いておるのですが、そういうことは、事実あります。

○石田国務大臣 そういう指示はございません。ただ、これは皆さんもよく考へていただきたい問題なんです。人手が余つておつて、働こうと思つても職のないときに、失業保険が苦しくなる、これはあたりまえのことです。世界各国どこへ行つてもあたりまえのことです。やむを得ない。現に昭和二十八年に朝鮮事変が終りましたときに、一ぺんに十億円ほど年度の赤字を出した。しかし、いままで年度の赤字を出したのは、そのときだけなんです。いま人手が片一方において不足で、職がたぐさんあるわけなんです。そういう時代に失業保険が悪化する、そういうのは、これは何としてもおかしいことなんです。全体から見ると、非常におかしなことであり、それは、たとえば中央、地方を問わず、これは出かせぎといふことは別にいたしまして、地方でも、こちらで公共事業や何かあつて人を求めておる、ところが、同じ地域において、こちらで昼間からパチンコ屋が繁盛しておる、これはやはり非常におかしなことであり、それからもう一つ考へていただかなければならぬことは、三カ月の失業保険金を受け取る。それ

を労使双方で何年かかつて納めればその受け取る金額になるかといふと、十二年かかるのです。十二年かかつてようやく三カ月分に該当するわけなんです。したがつて、そういう種類の受給者がふえてくるということは、そういうことが顕在化されれば、一般的にどこかほかの地域の、あるいはほかの業種の保険にかかつておる人の犠牲に行なわれておるといふことがあつて、もちろん二百九十億ばかりの政府出資もございまして、ですから、特に問題にしなければならぬのは、地域的にも業種的にも片寄つておる、そういうことを是正していかねばならぬということ、これは大局的に御了解いただきたい。

それからもう一つは、失業した人の生活の安定をはかる最大の道は、かわりの仕事を探してやることであつて、機械的に失業保険金を払ふことではないのだ、そういう精神を徹底してはおりませぬ。しかし、いま言つたようなことはいたしておりませぬ。

○田口(誠)委員 大臣のお話しになる前段、後段を通じて、そのお話しの内容は私もよくわかりました、まあ社会保障といつてみたつて相互扶助のよきなものであつて、失業者が十年勤続するものが平均になつておるか、十二年が平均になつておるか知りませんが、つとめる者は二十五年も三十年もつとめて、そしてこの保険ができてから一回も失業保険をもらつたことのない者も、たくさんあるわけなんです。そういうことから相互扶助という精神に基づいてなされておるのであるから、あまり手放しな、失業保険目的に遊び歩いて、それを使い果たせばそれから職を求めるといふような、そういう心意気ではないけれども、またそういうことに対する監視といふものはしていただかなくてはなりません、私が先ほど申し上げておることは、これはハッパをかけておるのも何でもございませぬが、特に一昨年の暮れあたりからは、失業した者に対して職業をあっせんするあつせんの方法、ことばの内容、こういうふうな

ものが、非常に耳の痛いことを聞くということになっており、そのことは、ひいては労働省の一つの給付金の計画的な予算を立てられて、そしてこの程度でとどめるべきであるという考え方が徹底をしておるのである。これはそうであるという答弁はないと思えますけれども、そういうことになっておるんです。だから、その点のところはだれも好きこのんで失業したものはないんだし、それからなるべくいい職業について、自分の労働の耐えられる職につきたいというのは共通した念願であるから、その人たちにいろいろ職業をあっせんしていただく場合には、その心持を十分にくんでいただいて、政府は政府としての一つの方針はあろうと思えますけれども、そういう心持をくんでいただいて、こういう問題の処理なり、あつせん方を特にお願いをしておきたいと思えます。この点につきましては、これ以上の答弁は要りません。その点をひとつ私から強い要望としてお願いをしておきたいと思えます。

次に一問お伺いをしたいと思います。最近の労働災害の実態を見ますと、同じような災害が起るわけなんです。これは私は、炭鉱をさしておるわけじゃありません。これは他の災害も同じようなことが繰り返されておる。それで同じようなことが繰り返されておるということは、何かこれには防止する配慮というものがなければならぬと思つておる。その点を労働省のほうとしては十分に把握されておって、そしてどういうような行政指導を行なっておられるか、ひとつ承りたいと思つておる。

○村上(茂)政府委員 御指摘の点につきまして、大きく分けて、私どもが見ますと、二つの見方があると思つておる。一つは、業種別に災害多発業種が例年同じような傾向をたどつておるといふこと、それからもう一つは、災害発生原因別に見ますと、墜落とか落盤とか、そういう災害発生原因が一つの傾向を示しておるといふことでございます。この点につきましては、業種別に災害の多いのは、先ほど御指摘の鉱業、建設

業、林業、陸上貨物取り扱い事業、港湾貨物取り扱い事業、こういった事業に災害が多発しておるわけでありませぬ。そういう観点から、行政上の監督は、最もこういう災害多発業種に対して行なつておるわけでございますが、一方においては、事業主の理解と自主的な安全活動に欠けるところがあつたという観点から、昨年七月、労働災害防止団体等に関する法律の制定施行を見ましたので、あの法律に基づきまして、いま申し上げました鉱業、林業、建設業、陸上貨物、海上貨物、いわゆる港湾荷役でございますが、その五業種につきましては、業種別労働災害防止協会の設立を促進して、目下、自主的な災害防止活動の展開を促進しておるということでございます。また一方、災害発生を原因別に見ました傾向も、統計上明らかになつておりますので、それらの災害発生原因別対策につきましては、ただいま申しました災害多発業種とのからみ合いもございまして、行政上の監督とあわせまして、そういう原因別災害防止対策についての対策を取りまとめて下におろす、こういう形でやっております。この問題は、単に一時的なものとしてでなくして、労働災害防止計画をつくりまして、業種別災害、原因別災害の対策を明確にするということにいたしておる。昭和四十年の対策につきましては、すでに労働基準審議会に諮問いたしました。目下その全体計画についての承認を得ますれば、労働災害防止計画として一般に公示するという処置を考慮しておる次第でございます。計画的な災害防止をいたしたいと思つておる。

○田口(誠)委員 いろいろその点には気を使つて、法律をつくつたり指導をなされておるといふことはわかりますが、その実効がまだ乏しいのか、成果があつておらないという点を、私は指摘しておるわけでありませぬ。それで、まあ端的に申し上げますならば、同じような事故がどうして同じ職場で何回も起るのかという点になりませぬ、それはやはりよく検討してみますと、Aと

いう起きた原因があるのに、BやCやDのほうにぐつと金をかけて力を入れてやつても、Aというものを防ぐのには、同じような災害が防げないという点でございます。だから、これは簡単といふ簡単なことですよ、労働基準審議会のほうでいろいろ検討することかどうかという点、現場の実情を見ておつてやるのではなくて、審議会の場合なんかは、どちらかといえば、中央の労働基準審議会は、まあ法的な面とかそういうふうな面についていろいろ検討されるのであつて、地方の労働基準審議会のほうは、そういう問題を具体的に取り上げてやらなければならぬと思つておる。それ、予算がない。それから実際問題として、地方の労働基準審議会というものは、極端なことを言へば、法律でつくるようになっておるからつくとおつて委員を任命しておるだけであつて、全国一律的には言ひませぬけれども、大半のものはあつてもうともそんなに影響がないということなんです。一年に一回か二回か三回開いて、そこで審議されることはどういふことかという点、何か審議しなくてはいかぬので、災害の事件の件数とか内容とか、いろいろものをプリントして、そして委員がおいでになつたときにその場で配つて、そして課長さんなり担当者なりがその説明をする。説明を聞いて、どうですか、こう言われてみたとして、その場でプリントをもらつて説明を受けたとして、直接一つの問題に関係しておつた人なら建設的な意見が出ますけれども、なかなか意見の出るものではないのです。そして、それでは御苦労さまでした、異議なしでプリントをもらつて帰るといふのが事実なんです。だから、実際に労働災害を防ぐために、労働災害の審議会のほうは、これはまた別に具体的にいろいろ問題を取り上げてやっておりますけれども、基準審議会のほうは、性格的にも違いますけれども、いまのところではもう少しここに活躍の場を与えてもらわなくてはならないと思つておる。これは建議をすることができるといふことだけのことなんです

ね。建議をして、その建議が中央でどう取り上げられるかというところはわかりませぬけれども、その程度のものでございませぬ。一つの法律をつくつて、頭をつくらば下都もつくらなくちゃならないといつて形式的につくつておるのであつて、労働省はそういうような実際の運営の面の把握が足りないと思つておる。十分に把握されておるとするならば、七年も八年も前と今日とは相当進歩した内容でなければならぬけれども、どちらかといえば、ところによつては、できた当時はまじめに会合も開いておつたけれども、予算の関係等にもらみ合つておつたけれども、委員が二人以上連名をして、こういう問題があるから審議会を開いてほしいと請願を出しても、なかなか腰が立たないというのが事実であるわけなんです。ほくらが地方で審議会の委員をやつておるときは、全職から出ておる委員といつても連名で書いてはあつたけれども、やつてみても、なかなか労働省が考えておられるような考え方に寄与することが、現在の審議会の委員としてできないというのが機械の実態であるわけなんです。こういう点は検討してもらわなくちゃいかぬと思つておる。そういう機械があり、有効に運営をして、そして目的が達成できるようにしてもらわなければ、ただ機械だけつくつておいたとて何にもならないと思つておる。そういう点につきましても、今後検討をしていただくということでも強い要望を申し上げて、いまちよつとお聞きしましたら、大臣は社労のほうへ行かれるので、すから、すいぶんたくさんありますけれども、きよらはこの辺で終わらしていただきます。

○石田国務大臣 いま御指摘の点につきまして、災害の実態をつかむことは、基準監督署等を通じてつつかんでおるつもりでございますけれども、なお、地方の実情、あるいはその災害の実態、あるいはその災害に対するそれぞれの業種における特殊な対策というよりは、今度できました労働災害防止団体等に関する法律の運用その他を

ね。建議をして、その建議が中央でどう取り上げられるかというところはわかりませぬけれども、その程度のものでございませぬ。一つの法律をつくつて、頭をつくらば下都もつくらなくちゃならないといつて形式的につくつておるのであつて、労働省はそういうような実際の運営の面の把握が足りないと思つておる。十分に把握されておるとするならば、七年も八年も前と今日とは相当進歩した内容でなければならぬけれども、どちらかといえば、ところによつては、できた当時はまじめに会合も開いておつたけれども、予算の関係等にもらみ合つておつたけれども、委員が二人以上連名をして、こういう問題があるから審議会を開いてほしいと請願を出しても、なかなか腰が立たないというのが事実であるわけなんです。ほくらが地方で審議会の委員をやつておるときは、全職から出ておる委員といつても連名で書いてはあつたけれども、やつてみても、なかなか労働省が考えておられるような考え方に寄与することが、現在の審議会の委員としてできないというのが機械の実態であるわけなんです。こういう点は検討してもらわなくちゃいかぬと思つておる。そういう機械があり、有効に運営をして、そして目的が達成できるようにしてもらわなければ、ただ機械だけつくつておいたとて何にもならないと思つておる。そういう点につきましても、今後検討をしていただくということでも強い要望を申し上げて、いまちよつとお聞きしましたら、大臣は社労のほうへ行かれるので、すから、すいぶんたくさんありますけれども、きよらはこの辺で終わらしていただきます。

通じまして、御趣旨のとおりやうてまいりたいと思っております。同時に、労働基準審議会の運営は、確かに御指摘のとおりであります。これは今後活発にその機能を發揮できるようにいたしたいと思ひます。特に、本年度は審議会の中に労働災害防止部会というのを設けて、ひんばんにやるような予算措置もいたしてございます。

○河本委員長 次会は、明後二十五日、木曜日、午前十時から理事会、理事会散会后委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十四分散会